

知事コメント (差止訴訟等控訴審判決)

本日、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件の控訴審判決が、福岡高等裁判所那覇支部において言い渡され、県が求めた差止請求及び確認請求のいずれについても、裁判所の審理の対象である「法律上の争訟」に当たらないとして紛争の実体についての司法判断を示すことなく控訴を棄却し、訴えを却下した一審判決が維持されたとの報告を受けました。

沖縄県と国との間の本件紛争は、沖縄防衛局が、沖縄県知事の許可を受けずに岩礁破碎等をしてはならないという不作為義務があるか否かについての紛争であり、この不作為義務の存否について司法判断が示されれば解決をするものです。

国が、漁業法の解釈に自信があるならば、漁業法の解釈を主張して裁判所に漁業法の解釈についての判断を求めるはずですが、国は、裁判所は漁業法についての法的判断をしてはならないと主張し、裁判所は、この国の主張に追随して、本件は「法律上の争訟」に該当しないとして、本件水域において無許可で岩礁破碎等ができるか否かについて法解釈を示すことを拒絶しました。

紛争について法を適用して解決することにより「法の支配」を実現するという、憲法により裁判所に与えられた司法の任務を放棄したものといわざるを得ないもので、残念であります。

第一審のみならず控訴審において、本件は裁判所の審理対象ではないとの判断が示されましたが、岩礁破碎等許可の要否については何ら判示されておらず、国の主張を認めたものでも、県の主張を否定したものでもありません。

言い換えれば、岩礁破碎等許可制度の運用については、許可権限を有する県の責任において対応すべき案件であることが、改めて判示されたものと考えております。

裁判所が判断できないのであれば、運用にあたって国と県とで考え方が異なる場合には、国と県双方の真摯な協議によって解決すべきものであります。

本件訴訟は、「法的に求められる手続は当然行われるべきものである」という当然のことを訴えているものであり、辺野古新基地建設の是非が争点とされているものではありません。本件訴訟において県が敗訴しても、辺野古新基地建設そのものの是非が決まるものでは決してありません。

私は、今回の判決は納得できるものではありませんが、上告するかどうか、正式な訴訟方針については、判決文を精査した上で、最終的に決定したいと考えております。

辺野古新基地建設に係る埋立事業において、国は、漁業関係法令の運用に関する見解をねじ曲げたことのみならず、私が知事に就任してからの約2か月だけを振り返っても、行政不服審査制度を用いた不適法な審査請求及び執行停止申立て、国土交通大臣による執行停止決定、法令上必要な手続を欠いたままなされた安和棧橋を利用した土砂搬入作業と、数々の違法な行為がなされ、法治国家としてあるまじき行為を繰り返す国の強硬な姿勢がさらに浮き彫りになっています。

沖縄県としては、法を当然に遵守すべき国がこのよう行為を行っていることに対し、毅然と、厳正に対処していくとともに、今後も、法律による行政の原理に照らした適切な行政運営を行ってまいります。

平成30年12月5日

沖縄県知事 玉城 デニー